

令和3年9月17日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録  
審議事項：林地開発変更許可について

令和 3年 10月 7日

議事録署名人                     ■■■■                    

事務局 (水野班長)	定刻となりましたので、令和3年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を開催します。 私、森林保全課の水野です。よろしくお願いいたします。 本日は、個別諮問案件1件の御審議と、包括諮問案件4件の答申報告に対し、御意見等を伺いたいと思います。 それでは初めに、宮崎森林保全課長から御挨拶申し上げます。
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	続きまして、議長の選任に移りたいと思います。 静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6条に基づき、吉崎部会長に議長をお願いしたいと思います。吉崎部会長、よろしくお願いいたします。
吉崎議長	よろしくお願いいたします。 それでは、傍聴希望者の有無について事務局から報告をお願いします。
事務局 (水野班長)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議を行うようお願いしたいと思います。
吉崎議長	ただいま報告がありましたように、本日は傍聴者がおりませんので、公開、非公開を分けず審議を行いたいと思います。 それでは、事務局から資料の確認と定足数についての報告をお願いします。
事務局 (水野班長)	まず、資料の確認をお願いいたします。 (資料の確認) それでは次に、定足数の報告をいたします。 本日は委員7名のうち6名に御出席いただいております、森林審議会運営規程第3条の、半数以上という成立要件を満たしていることを報告いたします。
吉崎議長	ありがとうございます。 本日は、個別の諮問案件が1件、包括諮問案件の4件とのことです。

	<p>委員の皆様には積極的な御発言と審議の円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、お忙しいところ恐縮ですが、■■委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議案1、個別諮問案件の審議でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (水野班長)	<p>それでは、お手元のピンクのファイルの3ページ目、A4横長の議案1と書かれました資料になりますが、今回御審議をお願いする案件は、午前中、現地調査を実施していただきました、ヤマハ発動機株式会社のテストコース建設に係る林地開発変更許可になります。</p> <p>今回、変更許可申請に伴いまして、森林の形質変更面積が合計で5ha以上となりましたことから、諮問の取扱基準の第1-1(2)「許可を受けた開発行為に係る森林の面積の増加に伴い、変更後の面積が5ha以上となる時」、これに該当しますので、個別諮問としてお願いするものです。</p> <p>それでは審査を行いました中遠農林事務所から、この案件の内容につきまして説明いたします。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	(説明)
吉崎議長	<p>それでは、質疑応答に移りたいのですが、ただいまの説明に関して御不明な点、もう少し詳しく聞きたいことについての質問の時間といたしたいと思います。</p> <p>質問がある場合は挙手をさせていただいて御発言を、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いします。</p>
■■委員	<p>今の説明の中で、以前既に審査をして許可になっている部分と、今回、0.5915ha増えたがために新たにやったこと、今日我々が審議の対象にする場所・内容を、もう少し区別してお話しただけるとうれしいです。</p> <p>先ほど見せていただいた、上の方が第2期の当初案、この下が今回新たに変更、という理解でよろしいですか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。
■■委員	<p>先ほどの説明の中で、この図面の7ページ目、⑥-1、⑥-2とありますが、この図面では⑥はどこにありますか。①から⑤までは番号がついていますが。</p>
中遠農林事務所	(図面を示し) ここが⑥です。

(田代班長)	
■■委員	<p>ここが「調整池管理道の線形変更」ということになったと。</p> <p>それから、今回の変更で、本当は法面が緑地になるはずが、なくなっただ場所というのはどこですか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>こちらの道路を広げたりとか、そういった意味で少し形質変更面積が増えております。あとはこちらの管理道、第1調整池へ行く道、第2調整池へ行く道。あと、本日歩いていただいたところ、ちょっとしたスペースになっているのですが、こちらの方も作業ヤードに使わせてもらいたいものですから、面積が増えております。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>濃く黄色に塗ったところが、もともとは改変しない予定だったけれども、前回から改めて、改変をかけるということです。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	<p>(非開示情報)</p> <p>それから二つ目は、緑化について、以前の資料を見させてもらおうと、森林審議会の方でしっかりと指導されていますよね。「既存の開発完了箇所において、緑化の不成績地が見られるため、事業者に一層の努力を求める。」「外国産草本の拡散及び遺伝的なかく乱を防止するため、国産在来種の種子への変更を求める。」求めるという結構強い指導事項がなされているんですよ。</p> <p>今日お伺いしたら、そういう方針ではやっていない。出来上がった法面を見ても、国産でしっかりやろうというふうには見えなかったし、その辺どうなのかなというのが二つ目。</p> <p>確かにこの場所は、自然公園とか、そういう場所ではないので、法律的にも国産に限ってということを求める場所では、基本的にはないと思っています。かといって、最近の社会情勢からしても、努力はし</p>

	<p>ていただいた方が良く思っているのですけれども、今日、現地で見させていだいたり、お伺いしていくと、あまりそういうことまで意識せずに、単純に土質が悪いからという理由だけで、吹付をしているような気がするんですね。</p> <p>現場の法面を見ると、砂岩、泥岩の互層ということで、表面がつるつるしている状態のところ、植生基盤を吹き付けた感じなので、あれだと多分根付かないだろうなと。基盤がどんどん雨で流れていくので。</p> <p>そうすると、場外に向けた法面ではないのがほとんどなので、それがそのまま土砂の流出とか、土壌の流出に結びつくことはないかもしれないですけれども、やはりそれなりにしっかりした緑化目標を立てて、どう管理するのかという目標を立てないと、現場で言いましたけれども、年に1回刈れば良いのか、2回3回刈らないと目標に到達しないのかという、計画が立たないのではないかと思いますよ。</p> <p>そういうことを今後しっかり指導していく必要がある、指導というか、コミュニケーションの取り方を検討する必要があると感じました。</p>
吉崎議長	他の委員の皆様、御発言があれば。
■■委員	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	ほかにございせんか。
■■委員	資料5ページ目の上の図面で、切土法面の勾配を変えたということですが、勾配を変えた時に切土の量が増えたという理解でよろしいですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	土量は増えることになります。
■■委員	(非開示情報) 管理用平場のところが、盛土になっているのかどうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	切土になっています。
■■委員	切土になっているんですか。(非開示情報) 管理用平場のあたりの斜面の安定に関する記述がなかったので、もし盛土だった場合、ちゃんと安定するような工事になっているのかなというのが気になったのですけれども。分かりました。
吉崎議長	ほかにございますか。

<p>■■委員</p>	<p>御説明と、現地調査ありがとうございました。大変よく分かりました。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>それと、前の保全部会でも質問させていただいたのですが、中遠農林事務所はどのぐらいの期間に1回、確認に行ってもらえるのかというようなこととか、事業計画に対して、どのような行政管理をされているのかということをお伺いしたいと思いました。</p> <p>もう一つ加えて、1ページ目の開発行為が周辺地域の環境に及ぼす影響というところに、「調整池、テストコース、場内道路、施設敷地以外は森林または緑地に戻す計画であり、大きな影響はない」と書いてあるのですが、実は今日も現地で質問させていただいたときに、吹付のところは、斜面が急であるから、緑化はできない。それから、正面のところは、土壌が軟弱地盤だったので、施工を変えた。というようなことで、そこに緑化の計画がないということになると、言葉として矛盾していると思うんですね。</p> <p>もし、その施工に対して、緑化をしないならば、緑化をしないという理由をきちんと記述していれば私は良いと思うのですが、この全体の1ページから3ページを見ると、いろいろ疑問があっ、理解しがたいところが出てくるのですが、その辺、御説明いただけたらありがたいです。</p>
<p>中遠農林事務所 (田代班長)</p>	<p>(非開示情報)</p>
<p>■■委員</p>	<p>そうなってくると、いいですか。</p> <p>事実経過というよりも、私、書類ってすごく大事だと思っていて、この1回目の申請書の時と、2回目、このプラスされた時の申請書、赤字が今回のものだと思いますが、これは、2回目の申請書に対して赤字記載、という受け取りで良いですか。</p>
<p>中遠農林事務所 (田代班長)</p>	<p>はい。</p>
<p>■■委員</p>	<p>そうすると、もちろん面積等が変わっているのですが、この2期工事までやって変更なしといったことは、農林事務所では不思議に思いませんか。</p> <p>きちんとした手続をちゃんと記録していくことって必要だと思っているんですよね。ただ、この文面だけ読んでみると、違和感を覚えるところがあります。</p> <p>大きな影響はないということで、緑地に戻す計画ということで書か</p>

	<p>れているので、私は、緑地に戻す計画だったら、将来のものに対してはなぜ緑化をしないかという記述が、必要になってくると思っています、工事がやりっ放しという感じで、検証がなされていないというように、この書類を見ると思います。</p> <p>緑地に戻さないわけですよ。それを許可しているんですよ。3ページの最後のところに、付帯意見と指導事項はなく、致し方ないと思ってしまったのか。あるいはあの施工で緑化する必要はないと、受け止めれば良いですか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	あの工法で部分的に緑化できないのは致し方ないと。
■■委員	<p>よく、型枠の中に緑化しているものはありますよね。</p> <p>今、緑化について、地球温暖化も含めまして、有効な工法が様々増えていますし、安全安心な基盤づくりと緑化はセットで考えられたり、様々な研究もされていると思うのですが。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	どうしても、土のところだと緑化できますが、岩盤が出てしまいますと、いくら種を吹いても流れてしまって、あまり緑化ができないというところですよ。
■■委員	<p>だとしたら、それを記述する必要がある、私はあると思います。何もここに記述しないのではなく、安定性を求めるために、そこへの緑化は難しかったとか、不適切だったということが判明したとか、そういったことは、記述が必要なんだと、私は思います。当初目的からやはり変わっていますものね。</p> <p>それから、どのぐらいに1回見に行かれるのですか。現場管理というのでしょうか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	例えば、一つの開発がありまして、今回のような審議会の現地調査とか、防災工事が終わった時点、あとは大きい主要構造物ができ上がったときに、確認に行っております。事業期間と言いますか、一つの作業が長くなってしまいますと、その分だけ行かない期間が増えてしまうということは確かにあると思います。
■■委員	そういったスケジュール表というのは出していただくことになっているのですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	工程表を出してもらいます。
■■委員	では、その都度都度におけるの定期検査ではないということですね。例えば1ヶ月に1回は必ず見に行きますというような。
中遠農林事務所	そこまで頻繁にはないですけども、できる限り年に1回は行くよ

(田代班長)	うにしていますが、完全に行っているとはちょっと言い切れません。
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
事務局 (水野班長)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
吉崎議長	ほかにございませんか。土壌、土砂の流出の問題、それから水の確保、それから環境保全について。
■■委員	以前の指導の中で、油が流出しないようにとか、そういうことも記載されているようなのですが、今回は調整地が、沈砂池兼調整池ということなので、区域外には、土砂とか土壌などの区域内で生じたものが濁水として流れていくということはないと思って良いですか。 それから、これは私は分かりませんが、バイクのテストコースですので、油が雨水と一緒に流れていく、ということもない、その辺の対策を採られているということによろしいですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。
事務局 (水野班長)	事務局から、今のことについてお伝えさせていただきますと、今■■委員の方からお話のありましたのは、第1期の全体の事業を許可する際に、森林審議会から付帯意見というのが出まして、その中で、「区域外への濁水及びオイル類の流出防止に努めること。」という付帯意見が出ておりました。 おそらく今■■委員がおっしゃりたかったのは、さらに第2期を拡張してやっていく中で、そういった配慮がされているのかということをお聞きになりたかったのだと思います。
吉崎議長	生きていると思えば良いんですね。第1期で指摘したことは第2期にも当然生きていくというか。

事務局 (水野班長)	第1期は第1期で完了してはいるのですけれども、同じ地区の中でまた開発していますので、この付帯意見そのものが今も生きているという話とは少し違いますが、そういった懸念もあるのは確かだと思います。
吉崎議長	多分やっている間に、担当者も変わると言うんですよ、事業主さんも。だから、そういうことがちゃんと引き継げるような指導が必要なんでしょうね。2期が始まる時に、1期工事ではこういうことが森林審議会から指摘されていると。それも第2期工事の中でちゃんと引き継ぎましょうねというか、場合によっては県に相談、どれぐらい引き継ぐのかという相談に行きましょうみたいなものが、事業者の中で引き継げるように、逆に言うと、行政の方で指導していこうということが必要な気がします。
■■委員	土砂の流出という意味では、沈砂池を造るというのはもちろん重要なのですが、それとともに造成した斜面で着実に緑化をしていただいて、斜面からの土砂の流出を防ぐということも、重要だと思います。緑化が、今回見てちょっとうまくいかなそうだなというところもありましたので、しっかりと対策をしていただくということが重要なことだと思います。
■■委員	<p>あまり特別な努力をしているようにはちょっと見えませんでしたよね。ムラはよくありますし。ムラは、多分表面の成形の仕方と土質が影響していて、そこに単に、基盤と一緒に吹き付けただけなので、雨が降ったら流れる一方で、当然ムラが出る。</p> <p>緑化計画、緑化目標をちゃんと立てた上で、それに基づく管理をしっかりしてくださいという指導があった方が良いのではないかなと思います。</p> <p>それから、今回、3.4%森林率が下がるわけですよ。今となっては3.4%ぐらいならきっとどうということはないだろうという結論にはなると思うのですが、その時はその時で54%ということで許可を出しているの、そういう意味では、下がるということ自体は、あまり良いことではないですよ。影響はないとしても。</p>
吉崎議長	ほかに御意見ございませんか。防災計画、緑化計画、施工中の対応など。
■■委員	制度上のルールの確認ですが、動植物の調査などは、今回に関しては、追加的にはやらないで大丈夫、特段記すべきものはなかったということだが、全体はルール上はやらないといけない。
中遠農林事務所	そうですね。



(田代班長)	
■■委員	細かいですが、吹付の種子の仕入先というのは把握されているものなのですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	在来種、というところまでです。
■■委員	<p>要は、外国産種の在来種というと、生物多様性的にはあまり意味がないという論調もすごく強くなってきている。今回の開発許可に関しては、そこは制度外の話になると思いますが、ただ世の中の方向性としては、種の出所とかが問われてくる時代になってしまうのかなと。あるいはものの本によれば、やはり在来種の方が定着まで時間がかかってしまうので、より一層丁寧にモニタリングをしていかないといけない。</p> <p>要は、なぜ一時、あれだけ外来のイネ科の種が流行したかということ、すぐに緑化するからという、早さでそちらにいったということなので、多様性の観点から在来に戻すということは、すなわち、ゆっくりだということを受け入れなければいけなくなっている。その場合は、計画を立てて、どういう管理で、どういう土質でやっていけば、時間はかかるけれども、確実に在来種で緑化していく。</p> <p>だんだん、専門家が情報発信して、それに感化された市民、県民が増えれば増えるほど、そういうところを気にされる方も、これから増えてくる気がしましたので、少しずつこの辺は、情報をいただける方向になるとよいと思います。</p>
■■委員	<p>これはどこかで別途、議論する必要がそろそろ出てきたなという感じがあって、法面緑化自体が、市場単価方式という形で発注されていくので、業者さんとしては、外来の牧草を使わざるを得ないという事情がどうしてもあるんですね。</p> <p>かといって在来の種をどこから入手するかというと、入手先がない。例えば静岡県だったら、天竜川から富士川までの間とか、そういう一定の範囲で採取した種でないと、これまた遺伝的かく乱が起きるという話もありまして、そうすると、地域地域で在来の種子を集めて供給できる体制にならない限り、業者さんは市場単価の中で種を入手できない、という事情がある。</p> <p>自然公園であれば、また国立公園とか県立自然公園であれば、今はそこまで求めていくのですが、そうではないところまでは、実際に業者さんに国産の種で緑化してと言っても、現実なかなかできないという事情があるので、私たちも言っていてむなしい部分はあるのです</p>

	<p>が、極力努力をしてもらって、努力していただければ、在来種での緑化は可能ではあると思うので、是非今後も指導だけは継続してお願いしたいと思います。</p>
■■委員	<p>法面の面積が、足し算したらとんでもない面積になる。その生物多様性というのは、そのうちもう少し風当たりが強くなってくのではないかという気がします。</p>
吉崎議長	<p>ほかにございますか。</p> <p>特に御意見がないようでしたら、どういう答申にするかを出さないといけないのですが、付帯意見とか指導事項として何を入れるか、皆様の御意見をいただきたいです。</p>
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
■■委員	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
吉崎議長	<p>もし入れるとしたら、第1期工事において指摘された、環境保全事項について、第2期工事においても、指導事項を継続して対応していただきたいというのが、一つの指導の核ですね。</p> <p>それから2点目、法面緑化については、施工地にムラが生じているので、斜面安定と同時に、在来種による確実な緑化を施工されたい、</p>

	ということでどうでしょう。
事務局 (栗島主任)	<p>その意味合いというのは、全体的な目標、計画を持って進められたいというところがその心にあるということですね。</p> <p>単純にいつもの案件のとおり、単純に緑化をしてくださいという御指導ではなく、緑化をなさいということに対してどういう将来の目標があって、どういう緑化を目指したいから今これをやる、ということをもって緑化をしてくださいといった、現場でお話しいただいた意図が…事業者も多分耳に入っていると思います。</p>
吉崎議長	<p>そのつもりで話しました。今回すごい面積ですものね、法面が。だから業者さんも、年に1回草刈するのと2回草刈するのでは大きな違いがある、管理費が大きく変わる。だったらちゃんとここは草地に維持するとか、ここは樹林化までやるとかという方針を立てれば、管理の仕方は全く変わるので。</p>
吉崎議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>その2点を指導事項に入れるということを前提に、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められるという答申をすることによってよろしいですか。</p> <p>この規定というのは、土砂流出防止、土砂崩壊防止、水の確保と環境保全の四つの視点から、森林法上問題ありません、ということで答申することによってよろしいでしょうか。</p>
各委員	(了解)
吉崎議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では文言をまとめさせていただきますので、一旦休憩に入ります。</p>
	(休憩)
	(再開)
吉崎議長	<p>それでは再開させていただきます、最初の第1号議案の個別諮問案件の答申のところからスタートさせていただきます。</p> <p>先ほども議論いただきましたように、指導事項として加えた方がよいと思い、二つ準備していただきました。</p> <p>「1 第1期工事時の答申に付した付帯意見については、第2期工事においても十分に留意の上、施工を行うこと。」</p> <p>「2 緑化法面に不成績地が見られることから、斜面安定と同時に、在来種による確実な緑化を図るとともに、将来的な緑化目標を念頭とした管理を実施すること。」</p> <p>以上の2点ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>異論はないようですので、これを指導事項ですね。付帯意見と指導</p>

	事項の違いを、事務局から説明してください。
事務局 (水野班長)	付帯意見と言いますのは、もともと法に基づく意見を皆様に毎回お願いしているところですが、その意見の一部を構成するものが付帯意見になります。 意見までいかないけれども、事業者に配慮いただきたい事項が指導事項、という位置付けとなっております。
吉崎議長	ですから、先ほどの二つを付帯意見とすると、もう必ずやってくださいねという非常に強い要請になるということですよ。 指導事項の方に入れておけば、そこまで考えて努力をお願いしますという、いわゆる行政指導で、それについては行政側の方でそれに則った指導をしていただけるというような理解でよろしいですね。
事務局 (水野班長)	そのとおりです。
吉崎議長	私はですから指導事項でよいと思いました。 これをもし付帯意見とすると、法に基づいて指示をすることとイコールになりますよね。
事務局 (水野班長)	法的な意見の一部になります。
吉崎議長	現時点で、自然公園でもないのでもそこまで求めるのはちょっときついかかと。
事務局 (宮崎課長)	判断基準として、確実にこれやらしてもらわなければという部分でないと、県として管理するのも難しい。やはり今は行政指導という段階のものでしかない。法的な位置付けとすると我々の中の解釈でも難しいかかと。
吉崎議長	そうは言っても何も書かないというのもつらいので、指導事項として入れるということにさせていただきたいです。 それでは議案の1、菊川市丹野における工場・事業場の設置に関する林地開発変更許可については、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる。 ということで、答申をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。 それでは続いて、議案2の、包括諮問案件の説明及び答申報告に進めさせていただきたいと思います。 では事務局の方からよろしく願いいたします。
事務局 (水野班長)	それではただいまより、包括諮問案件につきまして、答申内容を報告いたします。

	<p>初めに、審査を行いました各機関の方から計画内容を御説明します。その後、事務局からその案件についての答申内容を報告します。</p> <p>では、皆様のお手元のファイルの、包括諮問、赤のインデックス1番、御殿場市印野における、工場・事業場の設置に係る新規許可案件につきまして、審査機関である東部農林事務所から御説明します。</p>
東部農林事務所 (和田班長)	(説明)
事務局 (水野班長)	<p>この案件につきまして、事務局の方から答申内容を報告します。</p> <p>お手元の資料の4ページ目をお開きください。4ページ目の上段、林地開発許可1の方になりますけれども、この案件につきましては、事務局の方から、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」このような答申を出しております。</p> <p>なお、指導事項としまして、</p> <p>「1 造成工事が完了した箇所から、森林造成・緑化を速やかに施工するなど、景観の保全に配慮すること。」</p> <p>「2 造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」</p> <p>以上の2項目を付しております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
吉崎議長	<p>最初に、この御殿場の特別養護老人ホーム職員寮の建設に関して、先ほどの四つの視点から御意見や質問があれば、御発言をお願いします。</p>
■■委員	<p>鳥類調査を11月にされたということなので、その内容について教えていただきたいということが1件あります。</p> <p>それから、今御説明のあった、緑地の種子なのですが、レッドトップというのは、イネ科のものすごく繁殖力の旺盛な外来種で、かなり問題のある種のように思うのですが、やはりお使いになるのでしょうか。</p> <p>以上2点です。</p>
東部農林事務所 (和田班長)	<p>では、回答させていただきます。</p> <p>まず、鳥類調査に関しましてですけれども、私どもの確認についてですが、先ほど申し上げましたように、1工区と2工区に分かれておりまして、1工区の段階で調査したのは平成30年の調査になります。平成30年の段階では、レッドデータブックに鳥類が掲載されておりました。ですのでその際は鳥類の調査はしてありません。</p> <p>もう一つですが、11月の調査というふうに書いてしまったのです</p>

	<p>が、報告したのが11月ということで、実際に調査しているのは、5月6月になっております。</p> <p>(非公開情報)</p> <p>鳥類については以上となります。</p> <p>次に、芝についてですが、レッドトップにつきましては、御指摘がございましたので、レッドトップはとりあえず今はやらないということにしております。やるものは、ノシバ、コウライシバ、エルトロという3種になります。</p> <p>以上です。</p>
■■委員	ありがとうございます。エルトロというのも芝なのですか。
東部農林事務所 (和田班長)	<p>エルトロは、ノシバを品種改良したのになります。</p> <p>実際、この品種改良をしたものは、カリフォルニアで品種改良したということなのですが、種類としてはノシバということになっております。</p>
■■委員	分かりました。ありがとうございます。
吉崎議長	ほかに質問ございますか。
■■委員	これ、基本的にはすごく平らなところなんですよ。
東部農林事務所 (和田班長)	はい、そうです。
■■委員	審査項目「河川改修」のところの、流下能力がない場合というところが、「－」になっているのですが、この「－」というのは、問題がないということなのか、検討していないということなのかを確認させていただきます。
東部農林事務所 (和田班長)	これは、検討しましたが改修の必要がないということになります。
■■委員	分かりました。ありがとうございます。
吉崎議長	ほかにございますか。
■■委員	<p>景観の保全という御指導があったということで、是非進めていただきたいです。</p> <p>1点気になりますのは、公道は、県道155号線になるのでしょうか、そこに向けて敷地内への道路が計画されているのですが、その県道側というのは、そのまま森林が残ると考えてよろしいのでしょうか。</p>
東部農林事務所 (和田班長)	こちらは造成森林という形になります。
■■委員	この道路の下のところ、敷地に入っていないと思うのですが、そこ

	は森林が残るのですか。
事務局 (水野班長)	青いところは調整池。 既存の道路に対しては2ヶ所進入路がございます。
■■委員	進入路というのは、今までの計画道路と、もう一つですね。右側の、職員寮の方に入っているところで、もう1ヶ所道路を造ることになっているので、それと県道との間は、敷地外だと思いましたが、そのまま残るといいますか。
事務局 (宮崎課長)	ここですか。はい。
■■委員	残るといことですね。 この施設は、森林環境のよろしいところに形成されると推測されますので、是非、御配慮、御指導のほどお願い申し上げます。
■■委員	防災調整池とかは、市道から見えるようになるんですか。
東部農林事務所 (和田班長)	2工区の調整池ですが、道の横に調整池が付くことになりますので…道というのは、職員寮への進入路の横に道が付くことになります。
■■委員	市道からは見えないようになるんですか。
東部農林事務所 (和田班長)	一部見える形になるかと思います。
■■委員	この市道は、交通量はどんな感じなのでしょうか。
東部農林事務所 (和田班長)	そんなに多くはないです。道は2車線の立派な道路なのですが、私どもが調査した時、何回か調査に行きましたが、さほど交通量が多いわけではないです。
吉崎議長	ほかに何か確認ございますか。
■■委員	すごく細かい話なのですが、ここは御殿場で標高が600m近いんですよ。植物とか森林からいくと、暖帯の上部にあたる場所でちょっと涼しいところなんですよ。 そういう意味では、マテバシイというのが選ばれていますが、どちらかというとも海岸に近いところの常緑広葉樹なので、周りのイロハモミジとかナツツバキとかケヤキに合わせるように、別の木にした方が良いのではないかと考えます。
吉崎議長	ほかにございませんか。 では、ないようでしたら、一旦ここまでにして、次の案件に。
事務局 (水野班長)	それでは、引き続きまして、包括諮問のインデックスの2番、富士宮市下稲子における土石の採掘に係る更新許可案件につきまして、富士農林事務所から御説明します。

富士農林事務所 (大塚主任)	(説明)
事務局 (水野班長)	<p>ただいまの案件につきましては、指導事項としまして、</p> <p>「1 最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従って緑化を行うこと。」</p> <p>「2 法面の吹付種子については、在来種の使用を検討すること。」</p> <p>以上の2点を付してございます。</p> <p>この2番目につきましては既に富士農林の方から、対応状況を説明させていただいたところでございます。以上です。</p>
吉崎議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、皆様の方から確認の御意見ございますでしょうか。</p>
■■委員	鳥類調査はどのように行われたか教えてください。
富士農林事務所 (大塚主任)	令和2年の1月から12月までの間に、静甲工業の方で調査をしております。その中で鳥類に関して貴重種の飛来だとかそのあたりのものが、確認されなかったということで、結果の報告を受けております。
■■委員	1年間ということですが、回数としては、春夏秋冬という感じでしたか、それとも毎月されましたか。
富士農林事務所 (大塚主任)	季節については把握しておりませんが、調査の段階に漏れがないようにやっているという話は聞いております。
■■委員	分かりました。ありがとうございます。
吉崎議長	ほかにございますか。
■■委員	<p>大きな蛇行のところ、島のようになっていて大半は山梨県側に位置しているかと思いますが、山梨県側としては将来ここをどういうふうな利用を考えていらっしゃるのでしょうか。河床から今残っている場所との標高差みたいなものの、ちょっと感覚がよく分からないのですが、このままいくとこの大きな島上の突き出た部分は、将来はなくなる、そんなことがあり得るのか分からないのですが、どういう方針なのか分かる範囲で教えていただけますか。</p>
富士農林事務所 (大塚主任)	<p>審査の中で全体計画、今回の計画に限らず最終段階でどうなるかという部分についても図面を提出してもらっているのですが、先ほど高さの話がございましたが、今回の最終的な形として、最も盤が低くなるのがFH80mになります。</p> <p>そして、その付近にある富士川の河床が75mになりまして、大体5mぐらいの差が最終的に出てくるような形に、現状ではなっておりま</p>



	<p>す。</p> <p>島がなくなってしまうのかという話でしたが、少なくとも一番深掘りする部分について5mぐらいの差があって、全てところを80mまで下げるということではなくて、他のところはFH100m程度の高さになりますので、この島自体がなくなってしまうという状況には最終的にはならないと把握しております。</p>
■■委員	<p>でも、大きな洪水時には越水、乗り越える状況が生まれる可能性もあるということですか。</p>
富士農林事務所 (大塚主任)	<p>河川に接する形で80mの盤まで下がる位置がないことは確認しております。それ以外の部分については、100mの高さまでありまして、今の申請の中で見ている内容ですと、富士川のハイウォーターラインが90m弱という形で図面に記載されておりますので、これから考えると、事業地の中に河川の水が乗り越えるという状況は起こりえないと考えております。</p>
■■委員	<p>そうすると現在の計画で、そういう意味で、災害、水害、水資源、そういったものに対する、懸念というのは考えなくてもよいのではないかとということですね。</p>
富士農林事務所 (大塚主任)	<p>はい、そう考えております。</p>
■■委員	<p>山梨県側にも、今回の静岡県側の最終残壁ができる隣に、隣り合わせで最終残壁というか、法面がありますが、そこは今どういう感じになっているのでしょうか。</p>
富士農林事務所 (大塚主任)	<p>山梨県と静岡県との境のところにある残壁がどうなっているかということでしょうか。</p>
■■委員	<p>はい。</p>
富士農林事務所 (大塚主任)	<p>この部分は、掘削後の法面の形になっております。</p>
■■委員	<p>緑化はされておりますか。</p>
富士農林事務所 (大塚主任)	<p>ここはまだ最終残壁になっておりません。今、現状の中で最終残壁になっているところはなく、ただ、今回の中で最終残壁になるところは一部ございますので、その部分については今回の計画の中で緑化をする形になります。</p>
吉崎議長	<p>何かほかに質問、確認はございませんか。</p> <p>特にないようですので、先ほどの指導事項を付すような形で、皆様了解していただいているということでよろしいですね。</p>
各委員	<p>(了解)</p>

吉崎議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では次は、小笠山工業団地開発事業です。</p>
事務局 (水野班長)	<p>赤のインデックスの3番、袋井市岡崎における土石の採掘及び工場・事業場設置に係る新規許可案件につきまして、中遠農林事務所から御説明します。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	(説明)
事務局 (水野班長)	<p>事務局から答申内容を報告します。</p> <p>ファイルの5ページ目を御覧ください。新規開発許可3と書かれた部分になりますけれども、この案件につきまして、指導事項としまして、</p> <p>「1 仮設調整池兼沈砂池等の防災施設の整備、維持管理を適切に実施し、施工中の災害・水害の防止に万全を期すること。」</p> <p>「2 造成工事が完了した箇所から、森林造成・緑化を速やかに施工するなど、景観の保全に配慮すること。」</p> <p>「3 造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」</p> <p>以上の3項目を指導事項として付しております。</p>
吉崎議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、皆様の方から何か御意見はございますか。</p>
■■委員	<p>先ほど説明していただいたかもしれないですけども、砂利の採取を一通りやってから、その後、工業用地の整備ということになるのですか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。
■■委員	<p>調整池を造っていくタイミングと、土地の改変というところの、時間的な関係が少し気になったのですが。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>まず工事中の段階ですが、第1、第2調整池を少し大きめに、容量を大きく掘り起こして、あと第1と第2の間に、第3の仮のものを造ります。工事中はその三つを使いまして、事業を行っております。</p> <p>それで、砂利採取の方を行って参りまして、第3、第4の沈砂池・調整池ができましたも、こちらの方もまたちゃんと整備していくという順番でやっていく予定です。</p>
■■委員	<p>常に必要な貯水の容量が確保できるような形で工事が進められるということですか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>流れ込む量を計算上持つようにしております。</p>

■■委員	分かりました。
吉崎議長	ほかにございますか。
■■委員	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非公開情報)
■■委員	(非公開情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。 ちなみに、今回の調査ですが、今説明しております区域、それプラス小笠山の工業団地ということで、もう少し広いエリアと一緒に調査しております。
■■委員	それは何で工業団地と一緒に調査したのですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	時期がほぼ一緒に、計画と言いますか、市の方が最初に音頭を取って、小笠山工業団地構想を作って…この広い範囲が、市が想定した小笠山工業団地ということで、このエリア全体で調査しております。
■■委員	その開発許可というのは、もう実施したのですね。
中遠農林事務所 (田代班長)	いろいろと入り組んでおりまして、こちらの方は、市の開発公社が造成しておりまして、今回の許可申請の前に、連絡調整ということで、通知を受けて受理しております。 (非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
中遠農林事務所 (田代班長)	(非開示情報)
■■委員	累積的影響みたいなものは無きにしも非ずではないかと思うのですが。
■■委員	小笠山工業団地という範囲を指定してきたのは市なんですよ。都市計画か何かで。
■■委員	先ほどの調査は、小笠山工業団地の範囲で調査をしてくださったということですね。分かりました。
吉崎議長	では、指導としては、仮設調整池兼沈砂池等の防災施設の整備、維持管理をすること。完了したところから速やかに森林造成・緑化を施工すること。それから、在来種での緑化を指導事項として付したということですね。 ほかにご意見はよろしいですね。ありがとうございます。
事務局 (水野班長)	それでは、最後になりますが、包括諮問の4番、インデックスの4番を御覧ください。 静岡市葵区足久保口組における工場・事業場の設置に係る変更許可

	<p>案件につきまして、審査機関である静岡市から御説明いたします。 静岡市さん、よろしくお願いいたします。</p>
<p>静岡市 (森主幹)</p>	<p>(説明)</p>
<p>事務局 (水野班長)</p>	<p>それでは事務局から今の案件につきまして、答申内容を報告いたします。</p> <p>ファイルの6ページ目を御覧ください。林地開発変更許可1番になりますけれども、こちらの案件につきましては、指導事項としまして、「1 補強土壁の施工にあたっては、現地試験により盛土材及び基礎地盤の土質を適切に確認するとともに、排水対策を確実に行うなど、構造物の安全に万全を期すこと。」</p> <p>「2 作業用道路については、こまめに排水施設を設置し、分散排水するとともに、流末の位置及び構造を精査することにより、路面排水に起因する災害の防止を図ること。」</p> <p>以上の2項目を指導事項として付しております。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様から何か御意見や確認事項はありますか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>前回の時の資料を探してみたのですが、というのは、■■の鉄塔につなぐというのは当初から決まっていたはずなのですが、どうして、その時に工事が必要がないということだったのに、ここをわざわざ切土して、送電線を埋設しなければならないのかがよく分からないのですが、それは、盛土をするために土が欲しくて、ここを切土して、手前のパネルの設置場所の変更のために、盛土をするための土が必要だったからですか。</p>
<p>静岡市 (森主幹)</p>	<p>質問の内容は、■■の鉄塔につなぐ理由ということによろしいでしょうか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>当初から、■■と系統連携するというのは決まっていたと思うのですが、なぜ今わざわざ切土して、つなげなければならないのか、工法が変わった理由が知りたいです。</p>
<p>静岡市 (森主幹)</p>	<p>当初ですが、この航空写真を見ていただくと、映っていないのですが、安倍川沿いに県道が走っておりまして、その少し上のところに変電所がございます。</p> <p>接続に関しては、事業者の方から上の鉄塔につなぐというような形が出なかったもので、県道にある電線をつないで、変電所につなぐのかなと我々はとらえていたのですが、今回変更によって、上の■■の鉄塔という形で、再度出してきたということになりますので、事</p>

	業者の当初の計画が、そういうふうになっていたと認識しております。
■■委員	分かりました。
吉崎議長	ほかにごいませんか。
■■委員	<p>先ほど御説明があったかと思うのですが、パネル設置面積の縮小の場所については、急傾斜だという話がありました。そういったところの跡は、森林に回復するのですか。設置しようと思っていたのだけでも設置しない、という箇所についての回復はどうされるのですか。</p> <p>それともう1点です。この安倍川流域は、団地というのでしょうか、市民の皆様から、反対はなかったというお話をいただいたのですが、どういったアナウンスをされたのかということをお伺いしたいと思います。結構住宅地が集中して河川敷にあります。その方たちが、このことについて、時期もあるのでしょうかけれども、熱海のことがあるから全県的、全国的に緊張していますので、その辺の住民説明というところも、教えてください。</p>
静岡市 (森主幹)	<p>まず1点目でございますが、図面の、先ほどパネル設置面積の縮小というふうに申しました紫色のエリアにつきましては、前回の指示事項で、答申の中にも意見を述べられていまして、「斜面に設置する太陽光発電施設については、法面の安全に十分な配慮をして」というところになるのですけれども、今回変更するにあたって、まだ、令和元年9月25日に当初許可を受けた後に、現地には入っていないという状況だったのですが、その斜面につきましては、かなり岩質が多くて、パイプの打ち込めないというような岩質の状況だったということもあり、業者の方から、そこを今回抜きましたということで、報告がありました。そして、そのところを変更で、抜いていったという経緯になります。</p> <p>それから、二つ目ですけれども、自治会へのアナウンスにつきましては…</p>
事務局 (栗島主任)	委員の質問の1点目で追加と言いますか、確認事項の一つが、パネル設置をやめたのは安全性上の判断ということで了解ということだと思うのですが、その後の、やめた法面は先ほど岩盤というお話でしたが、緑化はどのような状況になっておるかという御質問だったかと思うので、そちらについてもう少し回答の追加をお願いします。
静岡市 (森主幹)	<p>分かりました。</p> <p>これが現地の写真になります。今、植生はあるものの、岩が見えている合間に植生があるという状況でございますので、今回ここについ</p>

	ては、特段の植栽も、それから吹付等もしないということになりますけれども、現況が、もう草付きになっておりますので、これは冬の、我々が取ってきた写真ですけれども、こんな状況になっております。お分かりいただけでしょうか。
■■委員	これは、大雨が降って、土砂の流出とか、それによって県道梅ヶ島線が影響を受けるということは、考えられないとされていて良いですか。
静岡市 (森主幹)	先ほど、法面下部の写真を、伝わるか分からないのですが、このような形で、岩質が出ているような状況でございますので、法面が崩れるということはあまり考えにくいと思います。
■■委員	はい。 あと、この計画地のちょうど真ん中の南あたりにあるのは、砂防堰堤ですか。
静岡市 (森主幹)	真ん中あたりですか。
■■委員	はい、このパネルを敷くところのこれは何ですか。
事務局 (栗島主任)	ちょっと今、静岡市さんの方が見えていないので図示します。 この段差ということですね。
■■委員	はい。
事務局 (栗島主任)	森さん、この段差のことです。
静岡市 (森主幹)	そこにつきまして御説明します。 平成9年から平成21年にかけて、別事業者が残土処理場ということで林地開発をした既設の法面になります。平場が造られていて、今は3段で、土地が平らにされているような状況でございます。
■■委員	今、その段差のあるところのすぐ南側の、敷地外ですが、何か盛土されているような場所がありますよね。矢印のところですか。そこは敷地外ですが、盛土ではないのですか。
静岡市 (森主幹)	ここにつきましては、令和元年10月11日に、森林法第10条の8の伐採及び伐採後の造林の届出が、別地権者から出されております。そこについては、地権者の■■が、平段の2段目の植栽を片付けたような形になっておりまして、上から見ると、その木材を置いたような形になっていると思われまして。
■■委員	それが、例えば大雨で流れ出て敷地の中に入ってきて、下流へ行くという可能性はないのですか。
静岡市	本年7月16日に、熱海の盛土の件がありました後なのですけれど

(森主幹)	も、地元の自治会の方々がいらっしゃって、このところについて調査をして欲しいということで、我々の方に依頼があったのですが、その時に、我々が見に行きましたけれども、そこについては問題がないというふうに、見てきました。
■■委員	そこが原因で、計画地の中に土砂やその流木が入ってきて、下流へ流れ出るようなことは起きないと思ってよろしいですね。
静岡市 (森主幹)	はい。
事務局 (水野班長)	事務局ですけれども、先ほど■■委員から、地元へのアナウンス状況の御質問がありました。そちらについても御回答をお願いいたします。
静岡市 (森主幹)	はい。写真で見えてございます住宅団地、そこから、さらにその下流部は映っていないのですけれども、三つの地区については、町内の方で、承諾の印をもらってきているということで、7月3日以降に、2自治会の自治会長さんともお話をしているのですけれども、そこについては、承諾をいただいている形になっております。
吉崎議長	ほかにございますか。 特にならなければ、先ほど事務局からお話があったように、補強土壁の施工にあたっての留意事項と、作業用道路についての留意事項、この2項目を指導事項ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(了解)
吉崎議長	では、静岡市さん、ありがとうございました。 包括諮問の案件は全て終了しましたが、何か追加で指導、御意見があれば、お願いしたいと思いますがいかがですか。 特にならなければ、事務局の方の御対応で了解していただいたということでよろしいですね。
各委員	(了解)
吉崎議長	それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。
事務局 (水野班長)	では事務局から、次回の林地保全部会の開催予定について、連絡事項として御説明いたします。 まず初めに、本年6月24日に皆様に御審議いただきまして、継続審議となりました、下田市内の太陽光発電施設の設置の案件2件、こちらにつきましては、現在、事業者の方で、再度事業計画を精査しておりまして、その準備が整い次第、また改めて皆様に御審議いただくような場を設けさせていただきたいと考えております。

	<p>ですので、事業者との調整が整いましたら、皆様におそらく臨時の審議会ということをお願いすることになろうかと思えます。よろしくお願いたします。</p> <p>それから通常ですと、12月に第3回目の保全部会を開催するわけでございまして、昨年度決定した中では第2水曜日、12月8日というのを予定したところですが、毎回12月につきましては、森林審議会の本会と同日に開催しておりまして、本会との兼ね合いで、まだ予定なのですが、12月16日、木曜日になりますけれども、その日に本会を開催する方向で今検討していると、本会を担当している課から聞いております。ですので、できれば部会も同日に開催する方向で調整したいと考えております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
吉崎議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の審議を終了いたします。</p> <p>事務局におかれましては、個別諮問案件への、指導事項に対する事業者の回答など、次回の部会の席上で御報告をお願いいたします。</p> <p>事務局の方には議事録を取りまとめていただきまして、本日の議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p> <p>ほかに何か御発言ございますか。特によろしいですか。</p> <p>それでは、全ての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただいて、事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。</p>
事務局 (水野班長)	<p>吉崎部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、宮崎森林保全課長から、皆様に一言お礼を申し上げます。</p>
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	<p>それでは以上をもちまして、令和3年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を閉会いたします。皆様、長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。</p>